

築上町使用料及び手数料見直し方針（案）

令和〇年〇月

築 上 町

目次

はじめに	1
I. 本町における使用料及び手数料の現状	2
1. 施設の老朽化と維持管理費用	2
2. 使用料の現状	3
3. 手数料の現状	4
4. 一般会計における「使用料及び手数料」の決算額の推移	4
II. 使用料等の見直しにあたっての基本的な考え方	5
1. 受益者負担の原則	5
2. サービスの原価をもとに算出した使用料等の基準額の設定	5
3. 使用料等の据置	6
4. 現行の使用料等に応じた改定限度額	6
III. 見直し対象の使用料等	7
1. 使用料	7
2. 手数料	9
IV. 使用料の見直し	11
1. サービスの原価	11
2. 受益者負担割合の設定	12
3. 使用料の基準額	13
V. 手数料の見直し	17
1. サービスの原価	17
2. 受益者負担割合の設定	17
3. 手数料の基準額	17
4. ごみ処理に係る手数料算定の特例	18
VI. 使用料等の減免の基本的な考え方	19
VII. 本方針に基づく使用料等の見直し時期	20
VIII. 将来の使用料等の見直し時期	20
【参考】現金主義会計と発生主義会計の「費用」の認識の違い	10

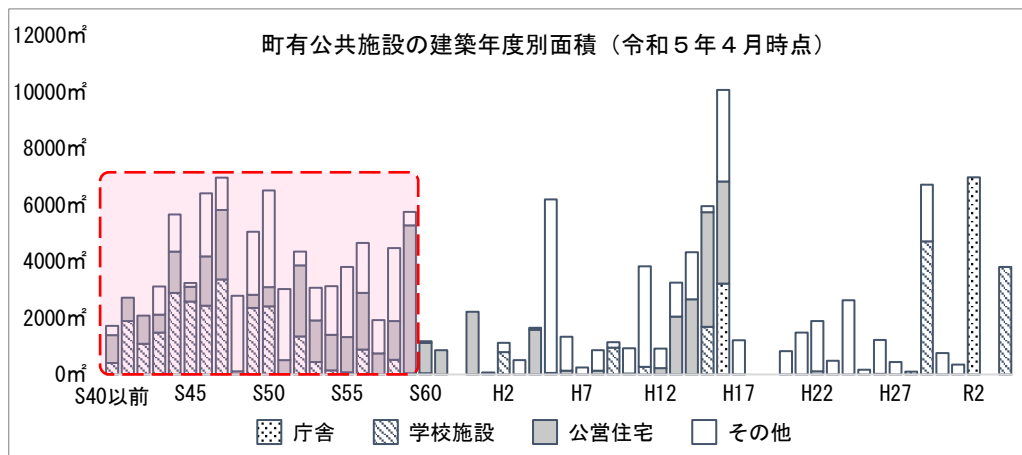
はじめに

- 築上町では、少子高齢化と人口減少が続いており、その傾向は今後も継続すると見込まれることから、自主財源の中心となる税収は人口減少に伴い徐々に減少すると見込まれています。また、本町が保有する公共施設には老朽化したものも多く、それらの維持補修や更新に係る財政需要は今後も高い水準となることが予想されています。
- 本町は、行政機関の中で最も住民生活に身近な基礎自治体として、このような厳しい財政状況の中にあっても、将来にわたって安定的に住民サービスを提供していく義務を有しています。そこで本町では、令和6年4月に「築上町行財政改革大綱」を策定し、本町の財政状況等に係る現状認識を明らかにするとともに、行財政改革を推進するための3つの基本的な方向性（「効率的・効果的な行政運営」、「町行政の将来を担う人材の確保・育成」、「健全な財政経営」）とそれぞれの主な取組を定めました。
- このうち「健全な財政経営」を実現するための主な取組の一つが「使用料等の見直し」です。ここで「使用料等」とは、地方自治法第225条を根拠に行政財産の使用又は公の施設の使用への対価として徴収する「使用料」と、同法第227条を根拠に特定の者のために行う事務への対価として徴収する「手数料」のことをいいます。
- 住民に対して行政サービスを提供するには費用がかかります。その費用の大部分は税金（住民税など町税のほか、国税としていったん国が徴収し一定の基準によって地方公共団体に再配分する地方交付税など）を原資とする公費により負担されていますが、税金には各種施設や特定の事務といった行政サービスを利用しない人が納めたものも含まれており、仮に費用の全てを公費で賄うと、当該行政サービスを利用する人と利用しない人との間で不公平が生じます。そこで各種施設や特定の事務といった行政サービスを受ける受益者に対し受益に応じた一定の負担（使用料や手数料）を求めることで、受益と負担の公平性を図っています。一方、本町は市町村合併に伴う地方財政措置（普通交付税の算定特例、地方債の特例）を前提にできるかぎり低廉な受益者負担を設定してきました。しかしながら、普通交付税の算定特例は合併後10年が経過したことで既に終了し、地方債の特例（合併特例債）も令和7年度末をもって終了する予定です。
- このような背景も踏まえ、本町では「築上町使用料及び手数料見直し方針」（以下、「本方針」という。）を定め、これに基づき使用料等の見直しを行います。また、本方針では使用料等を減免する場合の基本的な考え方についても併せて示すこととします。

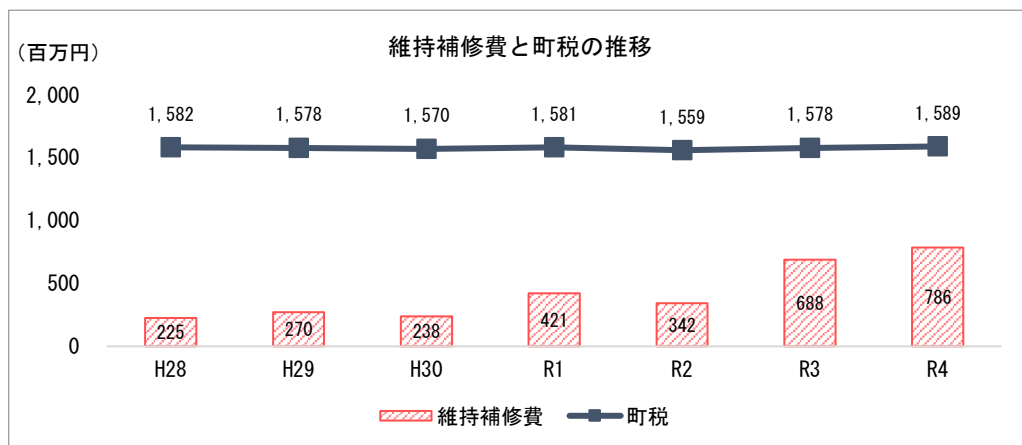
I. 本町における使用料及び手数料の現状

1. 施設の老朽化と維持管理費用

- 築上町では、合併前の旧椎田町と旧築城町が、昭和 40 年代から昭和 59（1984）年度頃にかけて建設した公共施設が築 40 年を超える（下図赤枠）など、公共施設の老朽化が進んでいます。



- 公共施設の老朽化を背景に施設の維持管理にかかる費用は増加傾向にあります。維持補修費と町税の推移を整理したものが下図になります。平成 28 年度から令和 4 年度にかけて、維持補修費は約 2.3 億円から 3 倍以上の約 7.9 億円に増加する一方、この間の町税は概ね 16 億円弱で推移しています。このように、施設の維持管理費用が町財政に与える影響は徐々に大きくなっていることが分かります。



2. 使用料の現状

- 施設の利用にあたっては当該施設の利用者から使用料を徴収することになっています。近隣自治体における同種・同規模程度の施設と比較すると、近隣自治体の施設の使用料は本町より高く設定されているものが多いことが分かります。

表1 主な施設の使用料（域内在住者）の比較（太字・網掛けは本町より使用料の水準が高いもの）

	築上町	行橋市	豊前市
ホール、講堂	コミュニティセンター（ソピア） 座席あり 4,190 円/時 座席なし 2,100 円/時	コスモイト行橋文化ホール 9 時～13 時 4,810 円 13 時～17 時 6,950 円	豊前市市民会館大ホール 9 時～13 時 6,600 円 13 時～17 時 13,200 円
公民館 小会議室	中央公民館 210 円/時	中央公民館 日中 860 円/4 時間	8 時半～13 時 410 円 13 時～17 時 410 円
体育館（バドミントン1面）	椎田体育館 100 円/時 築城体育館 100 円/時 海洋センター 100 円/時	行橋市市民体育館 120 円/時	豊前市民体育館 8 時半～12 時 330 円 13 時～17 時 490 円
グラウンド	浜の宮 630 円/時 椎田 310 円/時 築城 630 円/時	多目的グラウンド 平日 610 円/時 土日祝 810 円/時	南部グラウンド 8 時半～12 時 1,100 円 13 時～17 時 1,100 円
テニスコート（1面）	浜の宮テニスコート 210 円/時	行橋市庭球場 330 円/時	能徳運動広場 330 円/時

	みやこ町	苅田町	上毛町
ホール、講堂	中央公民館講堂 9～17 時 2,090 円/時	中央公民館大ホール 9～17 時 3,700 円/時	げんきの杜多目的ホール 座席あり 4,180 円/時 座席なし 2,080 円/時
公民館 小会議室	中央公民館 9～17 時 310 円/時	中央公民館第6研修室 9～17 時 350 円/時	げんきの杜研修室(小) 300 円/時
体育館（バドミントン1面）	勝山 100 円/時 犀川 150 円/時 豊津 150 円/時	総合体育館 350 円/時	ループアリーナ 300 円/時
グラウンド	豊津グラウンド 豊津陸上競技場 1,040 円/時	大熊公園 1,000 円/時	総合グラウンド 410 円/時 ループアリーナ 330 円/時
テニスコート（1面）	豊津 B&G 海洋センター 310 円/時	総合体育館 300 円/時 大熊公園 200 円/時	大池公園 200 円/時

（金額は令和6年12月調査時点）

3. 手数料の現状

- 手数料を徴収する事務のうち「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」に定められた標準事務（例：戸籍謄本の交付）については、全国的に統一された金額を標準として手数料の額が定められています。
- 一方、上記以外の証明事務（例：住民票に関する証明）については各自治体が手数料をそれぞれ定めているところですが、近隣自治体の中には手数料※を 300 円と設定している事例もある中、本町では 200 円と設定しています。

表 2 証明事務の手数料※の比較（太字・網掛けは本町より手数料の水準が高いもの）

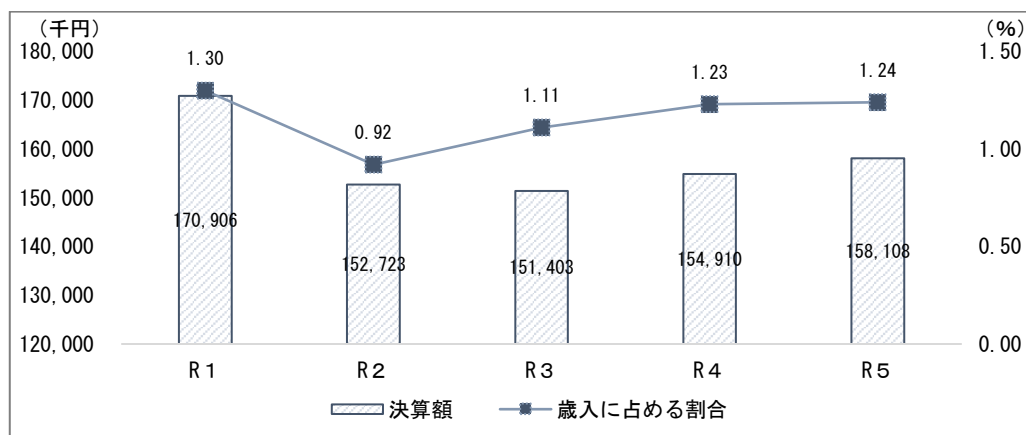
築上町	行橋市	豊前市	みやこ町	苅田町	上毛町	吉富町
200 円	300 円	300 円	200 円	300 円	200 円	200 円

※本町の場合は築上町手数料条例第 2 条第 1 項第 14 号に規定する「証明に係る手数料」をいい、近隣自治体の場合はそれと同等のものをいう。
（金額は令和 6 年 12 月調査時点）

- また、ごみ処理に係る費用について、本町では町指定ごみ袋の仕入値に一定の額の手数を上乗せして徴収しています。ごみ袋の価格について近隣自治体や県内他市町村の事例を見ると、本町と同様にごみ袋の仕入値に一定の手数を上乗せしていると考えられるもの（みやこ町）、ごみ袋の仕入値と販売価格が概ね同額に設定されていると考えられるもの（豊前市、上毛町、吉富町）、ごみ袋の容量に応じて従量制（円/ℓ）で価格を決定していると考えられるもの（北九州市、福岡市）など、様々な形態があります。

4. 一般会計における「使用料及び手数料」の決算額の推移

- 使用料等の歳入額は例年 1.5 億円程度となっています。
- 歳入全体に占める割合は 1 %程度ですが、国の動向や経済環境の変動に左右されにくい安定的な自主財源で、本町の財政運営においても貴重なものです。



II. 使用料等の見直しにあたっての基本的な考え方

1. 受益者負担の原則

- 地方公共団体が住民に対して提供する行政サービスは、通常、広く住民から徴収した税金により賄われています。しかし行政サービスにより利益を受けるのが特定の対象者である場合、そのようなサービスまでも全て税金で賄うと、サービスを受ける人と受けない人との間で不公平が生じることとなります。
- そこで、地方公共団体では行政サービスから利益を受ける特定の対象者に対し、当該サービスの利用によって受ける利益の範囲内で応益的に一定の負担を求め、受益と負担の公平性を図っています。これを「受益者負担の原則」といいます。
- 地方公共団体は受益者負担を徴収する場合、それに関する事項を条例で定めなければならないとされています(地方自治法第 228 条)。ここで受益者負担のうち、「行政財産の使用又は公の施設の利用」により利益を受ける者から徴収するのが「使用料」(同法第 225 条)、「特定の者のためにする」事務により利益を受ける者から徴収するのが「手数料」(同法第 227 条)です。
- 本町では「I」で確認したとおり、施設の維持管理費用が町財政に与える影響が大きくなりつつあります。このような背景を踏まえ、受益者負担の原則に基づき、今後の施設の維持管理や安定的な行政サービスの提供のため、現在の使用料及び手数料について検証を行い、その見直し方針を定めます。

2. サービスの原価をもとに算出した使用料等の基準額の設定

- 本方針では施設の維持管理や特定の事務に係る実際の費用(サービスの原価)について、当該施設及びサービスの目的や性質に応じて、どれだけの費用を受益者が負担し、又は公費で賄うべきかを明確にすることで、使用料及び手数料の基準とすべき額(以下、「基準額」という。)を算出します。
- なお、事務の簡素化と住民の利便性を考慮し、原則、算出された基準額は 10 円単位に調整することとします(10 円未満を四捨五入する)。ただし、ごみ処理に係る手数料(指定ごみ袋)については 1 円単位で算出します。

$\text{使用料等の基準額} = \text{サービスの原価} \times \text{受益者負担割合}$
--

- ここで「サービスの原価」は施設の維持管理や運営、特定の事務等のサービスの提供に関連する費用により構成されますが、当該費用には発生主義(→10 頁参照)に基づき認識される、減価償却費等の非現金支出費用を含めることとします。
- また各種費用のうち、あるサービスに直接関連付けられるものについては当該サービスの直接費として賦課する一方、直接関連付けることが困難な費用については、一定の合理的基準に基づき間接費として配賦することとします。

3. 使用料等の据置

- 基準額と現行の使用料等の額を比較し、基準額が現行額から増減率±10%以内となる場合、現行の使用料等が適正な水準に設定されているとみなして使用料等の改定を行わず、使用料等を現行額のまま据え置くこととします。

4. 現行の使用料等に応じた改定限度額

- 町の各種施設や特定の者に対する事務は公共サービスとして住民に提供するものです。そのため、財政運営の観点のみを考慮して現行額より著しく高い基準額を設定すると、公共サービスの本旨を逸脱するおそれがあります。
- 逆に、原価を基に算定した基準額が現行額より非常に安価であっても、施設の運営や事務には一定の費用が必要であるため、著しく低い基準額を設定すると、事業の継続に支障を及ぼすおそれがあります。
- そこでサービスの原価に基づき算出された使用料等の基準額が現行の使用料等の額から著しく乖離する場合については、表3に掲げるように現行の額に応じた一定の限度額を設定し、原則、この範囲内で使用料等を改定することとします。

表3 現行の額に応じた改定限度額

現行額	改定上限	改定下限
100 円未満	現行額の 2.5 倍と 200 円の いずれか低い方	現行額
100 円以上 200 円未満	現行額の 2.0 倍と 300 円の いずれか低い方	100 円
200 円以上 300 円未満	現行額の 1.5 倍と 400 円の いずれか低い方	現行額の 0.9 倍と 200 円の いずれか高い方
300 円以上 500 円未満	現行額の 1.4 倍と 600 円の いずれか低い方	現行額の 0.8 倍と 300 円の いずれか高い方
500 円以上 2,000 円未満	現行額の 1.3 倍と 2,500 円の いずれか低い方	現行額の 0.75 倍と 500 円の いずれか高い方
2,000 円以上 10,000 円未満	現行額の 1.25 倍と 12,000 円の いずれか低い方	現行額の 0.7 倍と 2,000 円の いずれか高い方
10,000 円以上	現行額の 1.2 倍	現行額の 0.65 倍と 10,000 円の いずれか高い方

※この表により算定した改定限度額に 100 円未満の端数が生じる場合、50 円未満のときは切り捨て、50 円以上のときは切り上げる。ただし、ごみ処理に係る手数料の上限額の端数処理についてはこの限りではない。

III. 見直し対象の使用料等

1. 使用料

- 使用料の見直しは、公共施設のうち使用料条例を定め、一般の利用者から一定の使用料を徴収している施設を対象に行います。具体的には次の表 4 に掲げる施設の使用料を見直し対象とします。

表 4 使用料見直しの対象とする施設

No.	対象施設	根拠条例
1	築上町役場（会議室等）	築上町使用料条例
2	社会福祉センター	築上町社会福祉センター条例
3	保健センター「チアフルつきき」	築上町保健センター条例
4	人権センター	築上町椎田人権センター及び築城人権センター条例
5	農業公園	築上町農業公園条例
6	牧の原キャンプ場	築上町牧の原キャンプ場条例
7	町立小中学校	築上町使用料条例
8	中央公民館	築上町公民館条例
9	下城井公民館	〃
10	上城井公民館	〃
11	椎田学習等供用施設（延塚記念館）	築上町椎田学習等供用施設条例
12	船迫窯跡公園	船迫窯跡公園条例
13	コミュニティセンター（ソピア）	築上町コミュニティセンター条例
14	旧蔵内邸	築上町旧蔵内邸条例
15	椎田体育館	築上町体育施設条例
16	築城体育館	〃
17	武道場	〃
18	弓道場	〃
19	サン・スポーツランド浜の宮	〃
20	椎田グラウンド	〃
21	築城グラウンド	〃
22	相撲場	〃
23	パークゴルフ場	築上町パークゴルフ場条例
24	海洋センター	築上町海洋センター条例

- また、以下の施設については本方針に基づく使用料の見直しの対象外とします。
これらの施設の使用料については、近隣自治体との均衡等も考慮しつつ必要に応じて個別に見直します。

(ア)法令等により使用料の算定基準が規定されている施設

例：土地（電柱等設置に係る占用料）、道路（占用料）、町営住宅など

(イ)指定管理者が管理する施設であって、利用料金制（地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金を当該指定管理者の収入として収受させるものをいう。）が採用されているもの

例：文化会館「コマーレ」、旧竹内邸など

(ウ)広大な施設を少数の特定の者が使用するもので、原価計算により使用料を一律に算定することが困難な施設

例：小川ダム（かんがい用水使用料）、漁港など

(エ)近隣自治体でおおむね同水準の使用料が設定されている施設

例：火葬場など

(オ)廃止予定、長期休止中その他の理由により使用料の見直しになじまない施設

例：築城テニスコート（長期休止中）など

2. 手数料

- 手数料の見直しは、条例で定める手数料のうち、表5に掲げる事務を対象に行います。
- なお、ごみ処理手数料については原価計算になじむものを本方針による見直し対象とし、それ以外のものについては近隣自治体や県内他市町村との比較衡量により個別に見直しを行うこととします。

表5 手数料見直しの対象とする事務

No.	対象事務	根拠条例
1	証明に係る手数料	築上町手数料条例
2	公簿、公文書及び図面の閲覧又は照合に係る手数料	〃
3	公簿、公文書の謄本、抄本又は図面の謄写に係る手数料	〃
4	ごみ処理手数料 ※原価計算になじむものに限る。	築上町廃棄物の処理及び清掃に関する条例

- なお、以下の事務については本方針に基づく手数料の見直しの対象外とします。

(ア)「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」に標準とすべき金額が定められている事務

例：戸籍法関連の各種事務など

(イ)近隣自治体で同水準の手数料が定められている事務

例：狂犬病予防関連の各種事務など

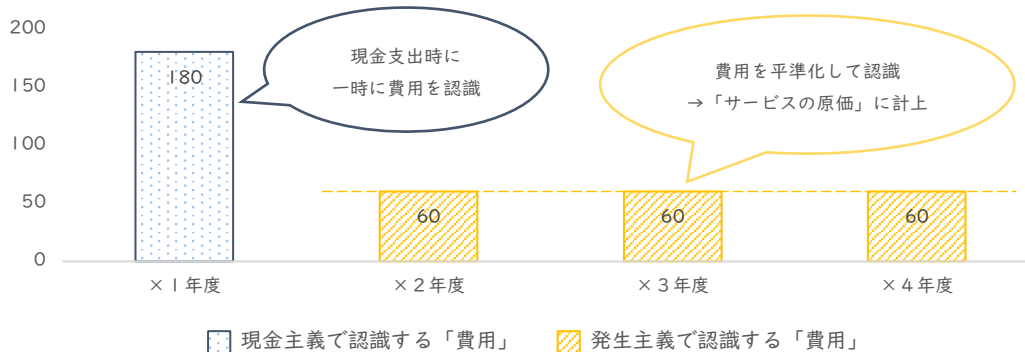
(ウ)原価計算になじまない事務に係る手数料

例：ごみ処理手数料のうち粗大ごみシールに係るものなど

【参考】現金主義会計と発生主義会計の「費用」の認識の違い

- 会計とは、ある経済主体の行った取引や経済事象について認識（いつ記録するか）、測定（いくらで計上するか）して帳簿に記録し、その記録を財務諸表として報告する一連の手続をいいます。
- 官公庁や地方自治体の予算・決算制度は基本的に現金主義会計という会計原則に基づいて運営されてきました¹。現金主義会計は現金の出納という客観的な事実を基に、公金を適正に管理し、財政運営を厳密に行うことができるという利点があります。一方、従来からの予算・決算制度は、民間企業で一般的に採用されている発生主義会計との比較において、資産などのストック情報の把握や財務状況の開示に難点があることが指摘されてきました²。
- そこで厳しい財政状況の中で財政の透明性を高め、住民に対する説明責任をより適切に果たすため、従来からの現金主義に基づく予算・決算制度を補完するものとして、発生主義会計に基づく地方公会計の整備とその活用が推進されています³。
- ここで「費用」について両者を比較すると、現金主義会計においては現金の支出時に費用を認識するのに対し、発生主義会計においては、費用を現金の支出と切り離し、価値の減少時に認識します。ここでは体育館などの公共施設を想定します。このような固定資産は、通常、長期間にわたって住民サービスのため利用され、年数の経過とともに徐々に劣化していきます。ところが現金主義会計の場合、工事の完了等により固定資産が引き渡され、その対価として現金が支出された時点で一時に費用を認識してしまいます。これでは固定資産が「年数の経過とともに徐々に劣化」という経済事象を帳簿上で適切に表現することができません。一方、発生主義会計の場合は、固定資産の取得価格を資産として計上し、それを一定期間にわたって計画的・規則的に償却し費用を認識する（費用配分原則）ので、上記の経済事象を帳簿に適切に反映させることができます。
- このように、発生主義会計では固定資産にかかる費用を長期間にわたって平準化して認識するので、適正な期間費用を算定することができるのです。本方針では、固定資産台帳等の公会計情報を基に、発生主義会計で認識される現金支出を伴わない「費用」についてもサービスの原価に計上します。

【例】×１年度末に現金 180 で固定資産を取得し、×２年度期首～×４年度末の３年間使用する場合に認識する「費用」



※この例の発生主義の場合の「費用」は、固定資産を取得の翌年度から使用期間にわたり定額法で減価償却するものとして算定。

¹ 水道事業などの公営企業会計においては例外的に発生主義会計が採用されています。

² 平成 21 年 10 月 7 日付 地方分権改革推進委員会第 3 次勧告 43 頁

³ 総務省 統一的な基準による地方公会計マニュアル ほか

IV. 使用料の見直し

1. サービスの原価

- 使用料算定の考え方については、「使用料は、その行政財産又は公の施設の維持管理費又は減価償却費に当てられるべきもので、(中略) 当該財産又は公の施設につき必要とする経費を賄うに足ることもつて限度とすると考えるべき」(松本英昭、新版 逐条地方自治法〈第6次改訂版〉、2011年、755頁)とされています。
- これを踏まえ、使用料として受益者と公費とで負担しあうべきサービスの原価については、次のとおり算定するものとします。

$$\text{サービスの原価} = (\text{ア}) \text{人件費} + (\text{イ}) \text{物件費} + (\text{ウ}) \text{維持補修費} + (\text{エ}) \text{減価償却費}$$

【具体的な費用の計上方法】

(ア)人件費

施設の運営及び維持管理に係る人件費を計上します。複数の業務や施設を担当している職員の人件費は、対象施設の運営及び維持管理に関する分のみ計上します。また、人件費には賞与引当金繰入額や退職給付費用も含めるものとします。

(イ)物件費

施設の運営及び維持管理に係る需用費、役務費、委託料、賃借料等を計上します。複数の施設が関係する物件費(例：包括業務委託に係る委託料)については、対象施設に賦課又は配賦します。

(ウ)維持補修費

施設の効用を維持するための経費を計上します。

(エ)減価償却費

施設の期首時点における取得価格等に、当該施設の耐用年数に応じた償却率を乗じて算出した額を計上します(定額法)。なお、取得価格等及び耐用年数については固定資産台帳に計上された数値を用います。

【特記事項】

① 会議室等利用の場合の原価計算

会議室など一定の区画を貸し切りで利用させる場合の使用料については、1平方メートル・1時間あたりの原価(A)を算出したうえで、貸出面積・貸出時間に応じて1件あたりの原価(B)を算出します。

$$\begin{aligned} &(\text{A}) \text{ 1平方メートル・1時間あたりの原価} \\ &= \text{施設の年間のサービスの原価} \div \text{貸出部分面積} \div \text{年間使用可能時間} \\ &(\text{B}) \text{ 1件あたりの原価} = (\text{A}) \times \text{貸出面積} \times \text{貸出時間} \end{aligned}$$

② 個人利用施設の場合の原価計算

ある一定の区画を不特定多数の個人が同時に利用することが想定される施設（例：プール）の使用料については、利用者一人あたりの原価計算を行います。

$$\text{一人あたりの原価} = \text{施設の年間のサービスの原価} \div \text{施設利用者見込数}$$

2. 受益者負担割合の設定

- 公共施設の使用料の設定にあたっては、それぞれの施設の性質を踏まえ、施設の利用者が負担すべき割合と税金を原資とする公金で広く負担する割合とを設定することが必要です。
- ここで受益者負担の割合については、施設の「必需性」（住民が日常生活を営むうえで当該施設を必要とする程度のことをいう。）と「代替性」（当該公共施設と機能が類似する施設が民間や近隣自治体においても提供されている程度のことをいう。）に応じて設定します。
- すなわち「必需性」という尺度によると、多くの住民が日常生活を営むうえで必要とする基礎的な施設ほど公的負担の割合を高く設定する一方、一部の住民が生活や余暇をより快適で充実したものとするため選択的に利用する施設ほど受益者負担の割合を高く設定することが合理的です。
- また「代替性」という尺度によると、民間や近隣自治体が設置する類似施設が本町の近隣にありそのサービスを選択的に利用可能であれば受益者負担の割合を高く設定する一方、近隣に類似施設がなく本町の公共施設を利用せざるを得ない場合は公費負担の割合を高く設定することが合理的です。
- これらを踏まえて表6のとおり受益者負担割合に係る区分表を設けたうえで、「IV. 1」で算出したサービスの原価に当該区分に応じた受益者負担割合を乗じることで、使用料の基準額を算定することとします。

表6 受益者負担割合に係る区分表

⑤ 代替性 ④ ③ ② ①	③ 50%	② 70%	① 90%
	④ 30%	③ 50%	② 70%
	⑤ 10%	④ 30%	③ 50%
	⑤ 必需性 ④ ③ ② ①	④ 必需性 ③ ② ①	③ 必需性 ② ①

3. 使用料の基準額

- 上記「Ⅳ. 1」で算出したサービスの原価に「Ⅳ. 2」で設定した受益者負担割合を乗じた使用料の基準額に、「Ⅱ. 3」で示した改定限度を考慮した調整後基準額は表7に示すとおりです。
- ここで表7に示す使用料の調整後基準額は、一定の事情から受益者負担を軽減する必要がある場合に、根拠条例の中に当該使用料の減免に係る規定を設けることを妨げるものではありません。なお、使用料等の減免に係る基本的な考え方及び各種使用料等の根拠条例中の裁量規定の取扱については「Ⅵ」で詳述します。
- 町民以外が公共施設を利用する場合は、本町の町民が利用する場合と比べ合理的な範囲内で使用料を加算することができることとします。また、夜間の使用料を昼間と比べ合理的な範囲で高い水準に設定することもできることとします。

表7 使用料の基準額

No.	名称	現行使用料	原価/件 (a)	受益者負担 割合 (b)	基準額 (a×b)	改定限度	調整後 基準額
1-1	築上町役場 会議室等 (昼間)	1,000 円	1,807 円	区分③50%	903 円	1,300 円	1,000 円 (据置)
1-2	築上町役場 住民プラザ (全面) 昼間	1,000 円	2,245 円	区分③50%	1,122 円	1,300 円	1,120 円
2-1	社会福祉センター浴室 (当日券)	110 円	180 円	区分②70%	126 円	200 円	130 円
3-1	保健センター 多目的ホール等 8:30~17:00	310 円	867 円	区分③50%	434 円	400 円	400 円
3-2	保健センター 調理実習室等 8:30~17:00	210 円	482 円	区分③50%	241 円	300 円	240 円
4-1	椎田人権センター 会議室 午前	220 円	1,128 円	区分④30%	339 円	300 円	300 円
4-2	椎田人権センター 会議室 午後	320 円	1,612 円	区分④30%	484 円	400 円	400 円
4-3	椎田人権センター 全館 午前	540 円	7,196 円	区分④30%	2,159 円	700 円	700 円
4-4	椎田人権センター 全館 午後	870 円	10,280 円	区分④30%	3,084 円	1,100 円	1,100 円
4-5	築城人権センター 大会議室 午前	320 円	4,007 円	区分④30%	1,202 円	400 円	400 円
4-6	築城人権センター 大会議室 午後	540 円	5,724 円	区分④30%	1,717 円	700 円	700 円
4-7	築城人権センター 会議室 午前	220 円	1,118 円	区分④30%	335 円	300 円	300 円
4-8	築城人権センター 会議室 午後	320 円	1,596 円	区分④30%	479 円	400 円	400 円
4-9	築城人権センター 全館 午前	1,080 円	20,486 円	区分④30%	6,146 円	1,400 円	1,400 円
4-10	築城人権センター 全館 午後	1,620 円	29,266 円	区分④30%	8,780 円	2,100 円	2,100 円

No.	名称	現行使用料	原価/件 (a)	受益者負担 割合 (b)	基準額 (a×b)	改定限度	調整後 基準額
5-1	農業公園 家族農園	6,000 円	48,383 円	区分②70%	33,868 円	7,500 円	7,500 円
5-2	農業公園 棚式農園	1,000 円	19,353 円	区分②70%	13,547 円	1,300 円	1,300 円
5-3	農業公園 芝生広場 営利目的以外	1,220 円	4,892 円	区分②70%	3,425 円	1,600 円	1,600 円
5-4	農業公園 クレイ広場 営利目的以外	810 円	1,835 円	区分②70%	1,284 円	1,100 円	1,100 円
5-5	農業公園 フットサルコート	1,020 円	6,727 円	区分②70%	4,709 円	1,300 円	1,300 円
6-1	牧の原キャンプ場 バンガロー4人用	3,000 円	3,415 円	区分①90%	3,074 円	3,800 円	3,000 円 (据置)
6-2	牧の原キャンプ場 バンガロー6人用	5,000 円	8,103 円	区分①90%	7,293 円	6,300 円	6,300 円
6-3	牧の原キャンプ場 バンガロー10人用	8,000 円	11,442 円	区分①90%	10,298 円	10,000 円	10,000 円
6-4	牧の原キャンプ場 山小屋30人用	14,000 円	21,014 円	区分①90%	18,913 円	16,800 円	16,800 円
6-5	牧の原キャンプ場 山小屋50人用	21,000 円	22,823 円	区分①90%	20,541 円	25,200 円	20,540 円
6-6	牧の原キャンプ場 テントサイト フリーエリア	700 円	1,338 円	区分①90%	1,204 円	900 円	900 円
6-7	牧の原キャンプ場 テントサイト 区画エリア	1,200 円	1,338 円	区分①90%	1,204 円	1,560 円	1,200 円 (据置)
6-8	牧の原キャンプ場 テントサイト 広場エリア	1,200 円	1,428 円	区分①90%	1,285 円	1,560 円	1,200 円 (据置)
7-1	町立小学校講堂及び校庭 昼間	330 円	7,844 円	区分③50%	3,922 円	500 円	500 円
7-2	町立小学校講堂及び校庭 夜間	440 円	7,844 円	区分③50%	3,922 円	600 円	600 円
7-3	椎田中学校体育館 全面 (使用料) ※30分単位	220 円	7,993 円	区分③50%	3,997 円	300 円	300 円
7-4	椎田中学校校庭	330 円	15,986 円	区分③50%	7,993 円	500 円	500 円
7-5	築城中学校講堂及び校庭 昼間	330 円	15,986 円	区分③50%	7,993 円	500 円	500 円
7-6	築城中学校講堂及び校庭 夜間	440 円	15,986 円	区分③50%	7,993 円	600 円	600 円

No.	名称	現行使用料	原価/件 (a)	受益者負担 割合 (b)	基準額 (a×b)	改定限度	調整後 基準額
8-1	中央公民館 大ホール	1,360 円	1,766 円	区分③50%	883 円	1,000 円	1,000 円
8-2	中央公民館 会議室ほか	210 円	376 円	区分③50%	188 円	200 円	200 円
9-1	下城井公民館 大会議室	520 円	1,316 円	区分③50%	658 円	700 円	660 円
9-2	下城井公民館会議室 (洋室)ほか	210 円	381 円	区分③50%	191 円	300 円	210 円 (据置)
10-1	上城井公民館 大会議室	520 円	1,316 円	区分③50%	658 円	700 円	660 円
10-2	上城井公民館会議室 (洋室)ほか	210 円	381 円	区分③50%	191 円	300 円	210 円 (据置)
11-1	延塚記念館 1 階調理学習室	310 円	370 円	区分③50%	185 円	300 円	300 円
11-2	延塚記念館 1 階学習室ほか	100 円	265 円	区分③50%	133 円	200 円	130 円
11-3	延塚記念館 2 階大会議室	940 円	1,568 円	区分③50%	784 円	700 円	780 円
11-4	延塚記念館 2 階小会議室	100 円	201 円	区分③50%	101 円	200 円	100 円 (据置)
11-5	延塚記念館 2 階和室	210 円	265 円	区分③50%	133 円	200 円	200 円
12-1	船迫窯跡公園 陶芸室使用料 一般・大学生・高校生	100 円	31,491 円	区分④30%	9,447 円	200 円	200 円
12-2	船迫窯跡公園 陶芸室使用料 中学生・小学生	50 円	31,491 円	区分④30%	9,447 円	100 円	100 円
13-1	コミュニティセンター (ソピア) 和室①②	310 円	384 円	区分③50%	192 円	300 円	300 円
13-2	コミュニティセンター (ソピア) 会議室 (大洋室)	310 円	1,098 円	区分③50%	549 円	400 円	400 円
13-3	コミュニティセンター (ソピア) 会議室 (小洋室)	310 円	823 円	区分③50%	412 円	400 円	400 円
13-4	コミュニティセンター (ソピア) 談話室 (洋室)	210 円	617 円	区分③50%	309 円	300 円	300 円
13-5	コミュニティセンター (ソピア) 視聴覚室	310 円	823 円	区分③50%	412 円	400 円	400 円
13-6	コミュニティセンター (ソピア) コミュニティホール①	210 円	412 円	区分③50%	206 円	200 円	210 円 (据置)
13-7	コミュニティセンター (ソピア) コミュニティホール②	520 円	1,098 円	区分③50%	549 円	700 円	520 円 (据置)
13-8	コミュニティセンター (ソピア) 多目的ホール (座席未使用)	2,100 円	5,488 円	区分③50%	2,744 円	2,600 円	2,600 円
14-1	旧蔵内邸 入場料 (個人) 一般 (高校生以上)	310 円	3,473 円	区分②70%	2,431 円	400 円	400 円
14-2	旧蔵内邸 入場料 (個人) 中学生・小学生	100 円	3,473 円	区分②70%	2,431 円	200 円	200 円
15-1	椎田体育館 使用料	100 円	336 円	区分②70%	236 円	200 円	200 円
16-1	築城体育館 使用料	100 円	336 円	区分②70%	236 円	200 円	200 円
17-1	武道場 使用料	210 円	1,424 円	区分②70%	996 円	300 円	300 円
18-1	弓道場	100 円	388 円	区分②70%	271 円	200 円	200 円

No.	名称	現行使用料	原価/件 (a)	受益者負担 割合 (b)	基準額 (a×b)	改定限度	調整後 基準額
19-1	サン・スポーツランド浜の宮 グラウンド 使用料	630 円	551 円	区分②70%	386 円	500 円	500 円
19-2	サン・スポーツランド浜の宮 テニスコート 使用料	210 円	120 円	区分②70%	84 円	200 円	200 円
20-1	椎田グラウンド	310 円	381 円	区分②70%	266 円	300 円	300 円
21-1	築城グラウンド	630 円	610 円	区分②70%	427 円	500 円	500 円
22-1	相撲場	100 円	385 円	区分②70%	270 円	200 円	200 円
23-1	パークゴルフ場 施設使用料 大人	420 円	1,859 円	区分②70%	1,301 円	600 円	600 円
23-2	パークゴルフ場 施設使用料 小・中・高生	310 円	1,859 円	区分②70%	1,301 円	400 円	400 円
24-1	海洋センター プール 中学生以下	100 円	4,220 円	区分②70%	2,954 円	200 円	200 円
24-2	海洋センター プール 高校生以上	210 円	4,220 円	区分②70%	2,954 円	300 円	300 円
24-3	海洋センター 体育館	100 円	336 円	区分②70%	236 円	200 円	200 円

V. 手数料の見直し

1. サービスの原価

- 手数料算定の考え方については、「手数料の金額は、(中略)もつばら経費を基準として定められなければならない」(松本英昭、新版 逐条地方自治法〈第6次改訂版〉、2011年、758頁)とされています。
- これを踏まえ、証明に係る手数料などについて受益者と公費とで負担しあうべきサービスの原価については、次のとおり算定するものとします。

【証明事務等の原価】

$$\text{サービスの原価} = (\text{ア})\text{人件費} + (\text{イ})\text{物件費}$$

2. 受益者負担割合の設定

- 証明に係る手数料などは特定の者に対して提供される役務の対価として徴収するものであるため、サービスの原価のうち受益者負担の割合は 100% とします。

3. 手数料の基準額

- 上記「V. 1」で算出したサービスの原価に「V. 2」で設定した受益者負担割合を乗じた手数料の基準額に、「Ⅱ. 3」で示した改定限度を考慮した調整後基準額は表8に示すとおりです。
- なお、本町においては限られた人員と予算の中、住民の利便性や行政サービスの向上を目指して「築上町DX推進計画」を策定しています。同計画の趣旨を踏まえ、オンライン申請やコンビニ交付サービスにより証明書を発行する場合など一定の場合には、当面の間、手数料を現行の額に据え置くこととします。

表8 手数料の基準額

No.	名称	現行手数料	原価/件 (a)	受益者負担 割合 (b)	基準額 (a×b)	改定限度	調整後 基準額
1-1	証明に係る手数料	200 円	1,672 円	100%	1,672 円	300 円	300 円
2-1	公簿、公文書及び図面の閲覧又は照合に係る手数料	200 円	1,672 円	100%	1,672 円	300 円	300 円
3-1	公簿、公文書の謄本、抄本又は図面の謄写に係る手数料	200 円	1,672 円	100%	1,672 円	300 円	300 円

4. ごみ処理に係る手数料算定の特例

- ごみ処理に係る手数料のうちごみ袋に係るサービスの原価については、環境省が公表している「(改訂) 一般廃棄物会計基準」に準拠し、次のとおり算定します。

【ごみ処理の原価】

サービスの原価＝(ア)人件費＋(イ)物件費等(減価償却費含む)＋(ウ)移転費用

※(ウ)移転費用は一部事務組合に加入している場合等に発生するものです。

- なお、本町ではごみ処理施設の維持運営費に、防衛省の交付金を積み立てた「築上町環境施設基金」を充当しているため、受益者負担の基準額を算定する際、上記の式により算定されたサービスの原価から同基金充当額を控除することとします。
- ごみ袋に係る受益者負担割合の設定については、ごみ処理は本町が基礎自治体として実施する最も基本的な業務の一つであり、その費用の大部分は税金を原資とする公費で賄われるべきと考えられます。一方で、公費負担を基本としながらも、ごみを多く排出する家庭や事業者ほどより多くの費用を負担すること、すなわち、ごみの排出量に応じて一定の受益者負担を課すことにも合理性があります。以上を踏まえ、サービスの原価に対する受益者負担の割合は **10%** とします。
- また、ごみ袋の仕入値はサービスの原価には算入せず、その全額を手数料の額に転嫁することとします。

表9 ごみ処理に係る手数料(指定ごみ袋)の基準額

No.	名称	現行手数料	原価/袋 (a) ※1	受益者負担 割合 (b)	基準額 (a×b)	改定限度	調整後 基準額
4-1	家庭系一般廃棄物 固形燃料化ごみ用 大 45 ℓ	31 円	284 円	10%	28 円 +17 円※2	78 円	45 円
4-2	家庭系一般廃棄物 固形燃料化ごみ用 小 30 ℓ	16 円	189 円	10%	19 円 +11 円※2	40 円	30 円
4-3	家庭系一般廃棄物 固形燃料化ごみ用 極小 15 ℓ	13 円	95 円	10%	9 円 +10 円※2	33 円	19 円
4-4	家庭系一般廃棄物 カン(飲食用) 30 ℓ	42 円	175 円	10%	17 円 +24 円※2	105 円	42 円 (据置)
4-5	家庭系一般廃棄物 ビン(飲食用) 20 ℓ	30 円	182 円	10%	18 円 +17 円※2	75 円	35 円
4-6	家庭系一般廃棄物 その他 30 ℓ	42 円	175 円	10%	17 円 +21 円※2	105 円	42 円 (据置)
4-7	事業系一般廃棄物 固形燃料化ごみ用 90 ℓ	84 円	489 円	10%	57 円 +38 円※2	200 円	95 円

※1 サービスの原価から築上町環境施設基金充当額を控除した後の数値から算出したものです。

※2 網掛け部分はごみ袋の仕入値を表します。

VI. 使用料等の減免の基本的な考え方

- 使用料等の減免は、「受益者負担の原則」の例外的な取扱いです。
- 「Ⅱ」で述べたとおり使用料等の趣旨は行政サービスの提供に係る費用の一部を、当該行政サービスから利益を受ける特定の対象者から徴収し、受益と負担の公平性を図るものです。
- 使用料等を減免すると本来は受益者が負担するはずだった行政サービスの費用を、当該行政サービスを受けていない住民も納めている税金を原資とする公費で負担することとなります。
- そのため、使用料等の減免は正当な理由がある場合に限り行うことが適切です。本町では条例で使用料等の減免の要件が具体的に定められているもののほか、「町長及び施設の管理者は、特に必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を減額し、又は免除することができる」（築上町使用料条例第3条第2項）等と町の執行機関等が政策的な観点から使用料等を減免することができる裁量規定が設けられているものがあります。
- そこで本方針では、裁量規定により使用料等を減免することができる基本的な場面を表10のとおり整理し、住民にとって分かりやすく、多くの人から使用料等の減免に納得が得られると考えられるものに限定することとします。

表10 町の執行機関等の裁量により使用料等を減免することができる基本的な場面

区分	減免の内容
施設を町の執行機関又は当該施設の管理運営団体（指定管理者等）が公共目的で利用する場合や、町の執行機関が主催又は共催する事業で利用する場合	免除
施設を国又は他の地方公共団体（以下、「国等」という。）が公共目的で利用する場合や、国等が主催又は共催する事業で利用する場合	免除
施設を町内の公共的団体等※がその目的を達成するため実施する事業で利用する場合であって、町の執行機関が当該事業を後援する場合	減額又は免除
施設を町内の学校、幼稚園及び保育所が当該学校等の教育・保育活動のため利用する場合	減額又は免除
施設を町内の障がい児者が個人で利用する場合及び当該障がい児者の介助者（介助のために必要な最小人数に限る。）が付き添いで利用する場合	減額（本人） 免除（介助者）
上記のほか町の執行機関が限定的に認める特別な事情がある場合であって、あらかじめ文書による事務決裁によって使用料等を減免する対象者、減免の内容、及びその理由を明確にしている場合	減額又は免除

※公共的団体等…「農業協同組合、森林組合、漁業会、林業会、生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体、養老院、育児院、赤十字社、司法保護等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会、教育会、体育会等の文化教育事業団体等いやくも公共的な活動を営むものはすべてこれに含まれ、法人たると否とを問わない」（行政事例：昭和24・2・7九州各市議会事務局長会会長鹿児島市議会事務局長宛 自治課長回答）

VII. 本方針に基づく使用料等の見直し時期

- 使用料等の額は条例で定めることとされており、使用料等の額を見直すためには条例改正が必要となります。
- そこで各種使用料等の根拠条例の改正を令和7年度中に議会に提案し、住民への十分な周知期間を設けたうえで令和8年度から使用料等の額を見直すことができるよう、必要な手続を進めます。

VIII. 将来の使用料等の見直し時期

- 使用料等の水準は本町の財政状況や物価変動等の社会情勢を総合的に勘案し、定期的に見直しを図ることが必要です。
- よって今後、使用料等は5年に一度見直しを行うこととします。本方針についても令和11年度中に改訂し、使用料等の見直しを行う際の基礎とします。